

答申個第82号

平成29年10月6日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月19日付け西区窓第85号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

役所のルール違反が存在する文書の不存在による非開示決定についての審査請求に対する決定（諮問個第128号）

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年8月26日に、諮問庁の西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

役所のルール違反が存在する下記文書が欲しい

H27（行ウ）◆◆号、◇◇号併合乙第20号証の転籍届のうち、中ほどの更正届は妻■
■本人の自書がなく、更正条件（（除籍や原戸籍を含むすべての）「謄本に痕跡は不可の条件」）の意思確認が不十分と分るものが欲しい。つまり条件のんだ受付ミスと分るので欲しい。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年9月12日付けでその旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年11月21日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が開示を求めている公文書は、平成27年（行ウ）◆◆号、◇◇号併合訴訟で当庁が提出した乙第20号証（以下「対象文書」という。）である。対象文書は審査請求人

が平成23年6月10日に当庁の市民窓口課に提出した転籍届のコピーである。

当該転籍届には、届出人として審査請求人とその妻■■氏の記名・押印がされており、中ほどのその他欄には『妻の名「□」を「■」と文字更正して下さい。』と記載されている。

審査請求人は、書証の番号を指定したうえで、対象文書に「意思確認が不十分と分る」や「条件のんだ受付ミスと分る」といった主観的評価（修飾語）を付して請求している。

(2) 本件処分の理由について

審査請求人は、個人情報開示請求書に、「転籍届のうち、中ほどの更正届は妻■■本人の自書がなく意思確認が不十分と分るものが欲しい」旨記載しているが、通常転籍届と同時に文字更正申出があった場合、申出人の意思確認の方法として、申出人の自署は不要であり、転籍届の届出人の記名・押印の確認による書面審査で、申出人に文字更正の意思はあるものとして、届書を受理している。本件についても、届出人として妻■■氏の記名・押印があることから、審査請求人の主張する意思確認が不十分であったとは言えない。

また、審査請求人は、対象文書を通じて、「更正条件（（除籍や原戸籍を含むすべての）「謄本に痕跡は不可の条件」）の意思確認が不十分」と主張しているが、当庁は、転籍後の戸籍に訂正跡が付かないと説明したのみであり、審査請求人が主張する条件を了解して受け付けたものではない。よって、請求書に記載されている「条件のんだ受付ミスと分る」には該当しないため、当庁は本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 市窓課や法務局から提案が当時ありました。その後隠ぺいした。だから、条件のんだ受付ミスと分るので欲しいのです。
- (2) H23.6.10も、それ以前も謄本に更正跡絶対不可の条件を事前に聞いていると陳述した。
- (3) 係長の「転籍すれば戸籍（新＝転籍後・旧＝除籍謄本）に更正跡が残らない」という上司（と市民）に対する転籍前の説明は虚偽説明だったのです。
- (4) 私は転籍すれば新旧の謄本に更正跡が残らないというから▲▲氏に再再再確認の上転籍と同時に文字の更正届をだしたのです。
- (5) 本件非開示決定処分は一旦取り消しなさい。そして請求に対して正確に開示しなさい。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人は、個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）において、「役所のルール違反が存在する下記文書が欲しい」と前置きをしたうえで、「H27（行ウ）◆◆号、◇◇号併合乙第20号証の転籍届のうち、中ほどの更正届は妻■■■本人の自書がなく、更正条件（（除籍や原戸籍を含むすべての）「謄本に痕跡は不可の条件」）の意思確認が不十分と分るものが欲しい。つまり条件のんだ受付ミスと分るので欲しい。」と記載している。

イ 本件請求書によると、審査請求人のいう「役所のルール違反」とは、具体的には審査請求人が平成23年6月10日に市民窓口課に届け出た転籍届に、審査請求人の妻の自署がなく、妻の意思確認が市民窓口課において不十分であったこと、及び審査請求人が当該転籍届を届け出る際に出した「（除籍や原戸籍を含むすべての）謄本に痕跡は不可」との条件の意思確認が市民窓口課において不十分であったことを指していると解される。

ウ 以上のことから、審査請求人が求める文書は、平成27年（行ウ）第◆◆号、第◇◇号併合訴訟において、諮問庁が提出した乙第20号証のうち、審査請求人が平成23年6月10日に市民窓口課に届け出た転籍届の写し（以下「本件転籍届」という。）であり、かつ本件転籍届に審査請求人の妻の自署がなく妻の意思確認が不十分であると分かり、また審査請求人の「（除籍や原戸籍を含むすべての）謄本に痕跡は不可」との条件の意思確認が不十分であると分かるものと認められる。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人が求める文書は、6(1)ウのとおり本件転籍届であり、かつ本件転籍届に審査請求人の妻の自署がなく妻の意思確認が不十分であると分かり、また審査請求人の「（除籍や原戸籍を含むすべての）謄本に痕跡は不可」との条件の意思確認が不十分であると分かるものである。

イ 当審査会は、本件転籍届を見分したが、届出人署名押印欄の配偶者氏名が審査請求人の妻の自署であるか否かは判断できず、自署がないとは認められない。よって、審査請求人の妻の自署がなく妻の意思確認が不十分であると分かる文書とは言い切れない。

ウ また、審査請求人は、「（除籍や原戸籍を含むすべての）謄本に痕跡は不可」との条件の意思確認が不十分であると分かる文書を求めているが、そもそも転籍届は、筆頭者の氏名や新しい本籍の住所、同じ戸籍にある人の氏名等を記載するものであって、審査請求人のいう条件の意思確認に関して明示する性質のものではないため、当該意思確認が不十分

であると分かる文書には当たらない。

エ よって本件転籍届は審査請求人が求める文書には該当せず、本件処分は妥当であると認められる。

オ なお、諮問庁が4(2)で主張しており、弁明書にも記載されている「申出人の自署は不要であり、転籍届の届出人の記名・押印の確認による書面審査で、届出人に文字更正の意思はあるものとして、届書を受理している。」という表現について、その主張の趣旨が転籍届の届出人の署名押印欄に届出人の自署が不要であることを意味するのならば、それは誤りである。これは戸籍法第29条において、「届書には、(略)届出人が、これに署名し、印を押さなければならない。」と規定されていることから、転籍届には原則届出人の自署が必要であることは明白である。

(3) 以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年12月19日 諮問

平成29年 1月31日 実施機関からの弁明書の提出

平成29年 7月20日 審議(平成29年度第2回会議)

平成29年 8月23日 審議(平成29年度第3回会議)

平成29年10月 6日 審議(平成29年度第4回会議)

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会(部会長 市川 喜崇)